

地域公共交通部会の開催について

令和元年 9 月

1. 趣旨

地域公共交通の活性化・再生については、平成 19 年の地域公共交通活性化再生法の制定、平成 26 年の同法の改正を踏まえ、地方公共団体をはじめとする地域が主体となって、計画的なまちづくりと連携し、地域公共交通の確保・維持等の取組みが進められてきたところです。

一方で、地域公共交通をめぐる社会経済状況については、人口減少・少子高齢化が更に進む中で、

- ・長年にわたる自家用車依存による高齢運転の問題が顕在化
- ・公共交通事業者における運転者不足が深刻化
- ・公共交通を確保維持するための公的負担が増加傾向

等となっており、また、インバウンド急増による観光地への移動ニーズの増加等もみられるところです。

さらに、第 4 次産業革命、Society5.0 の進展を踏まえた A I 技術の進展、スマートフォンの普及により、個人単位の需要に応じた、よりパーソナライズされた移動サービスの実現が可能となってきています。

このような状況を踏まえ、国土交通省においては、昨年 11 月より「地域交通フォローアップ・イノベーション検討会」を開催し、今後の地域公共交通政策のあり方について幅広く検討し、本年 6 月に提言をとりまとめたところです。

さらに、「成長戦略フォローアップ」（令和元年 6 月 21 日閣議決定）において、「地域交通について、多様な主体が連携・協働し、A I などの新技術・サービスの進展も踏まえた地域の取組を促進するための計画・支援制度等の在り方の検討を行い、2020 年の通常国会を目指し、地域公共交通活性化再生法などの見直しを検討する。」とされたことから、地域公共交通活性化再生法の計画制度等の法的枠組みのあり方等について、交通政策審議会交通体系分科会地域公共交通部会を開催して、ご審議いただきます。

2. 主な審議事項（案）

- (1) 地域公共交通活性化再生法の計画制度等の法的枠組みのあり方
- (2) 道路運送法の自家用有償旅客運送等制度のあり方
- (3) MaaS の普及に向けた制度のあり方